



投資誘致への財政インセンティブ



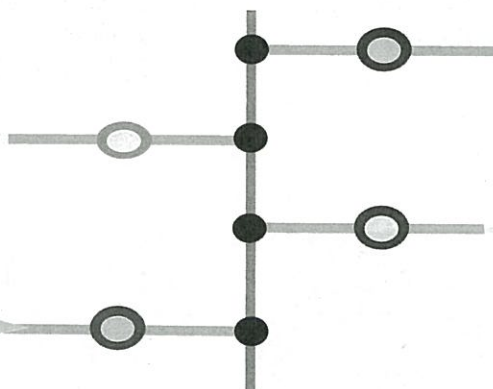
タックス・ホリデー（免税優遇）

法人税控除装置

財務大臣法令：PMK 159/PMK.010/2015

控除装置の割合及び
期間

対応：財務大臣によ
る「認可／却下」



免税への条件の一般
基準及びパイオニア
産業の範囲

免税への申請に関す
る手続き



免税への条件の一般基準 及び パイオニア産業の範囲

免税への条件の基準

- ☒ 新納税者
- ☒ パイオニア産業
- ☒ 計画最低投資金額は1兆ルピア
- ☒ 負債資本比率 (DER) の条件を満たす
- ☒ 計画資本金の合計の1割をインドネシア国内銀行に置く
- ☒ インドネシア法人登録期限は2011年8月15日までの企業

パイオニア産業の範囲



上流の金属産業



石油・天然ガスを素材にする有機化学産業



農業・林業・漁業を素材にする加工産業



海上運送業



経済特区内の主要産業としての加工産業(*)
(*) 改訂する



石油精製産業



工機を製造する機械製造業



電気通信・情報・一般通信産業



政府・法人提携外の経済インフラ業



控除装置の金額及び期間

・ 10% ~ 100%

・ 電気通信・情報・一般通信業は最高50%であるが、計画投資金額5000億~1兆ルピア

法人税の
控除の割合

%

・ 5 ~ 15年間

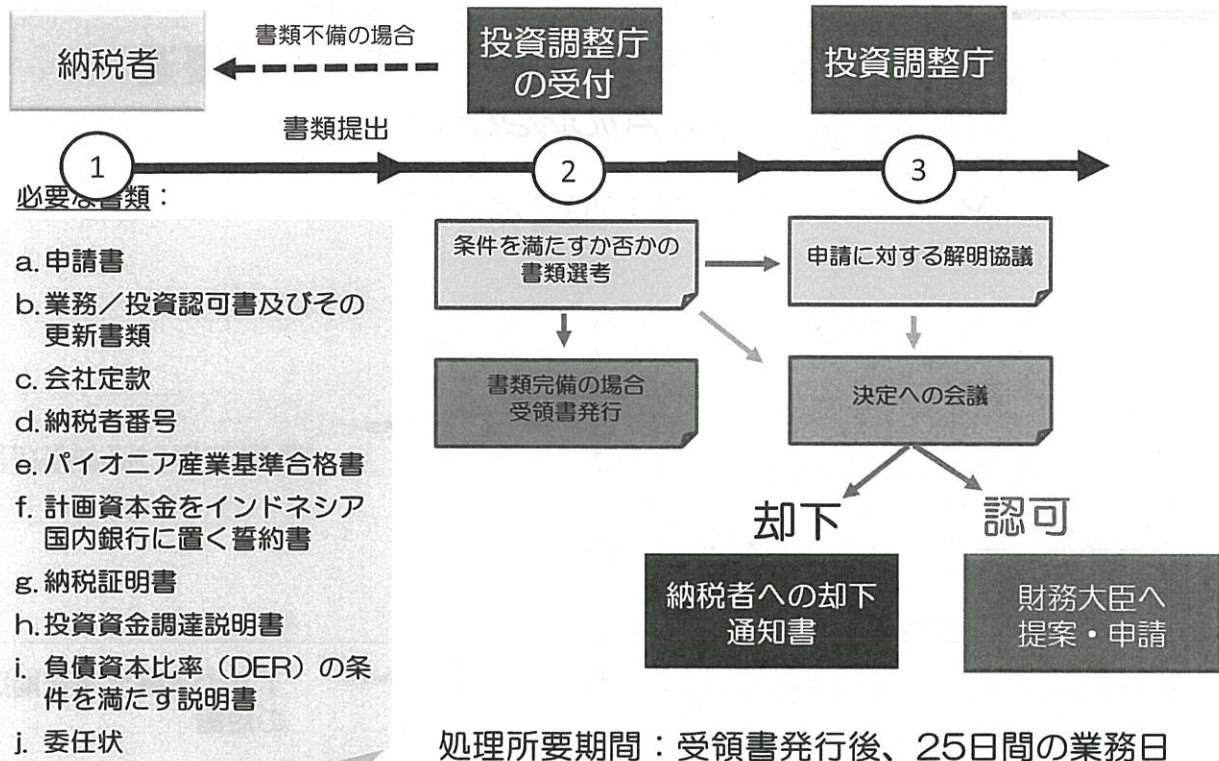
・ 国家産業競争力及び特定分野の戦略の価値を判断し、財務大臣が同措置を最高20年間延長可

控除期間

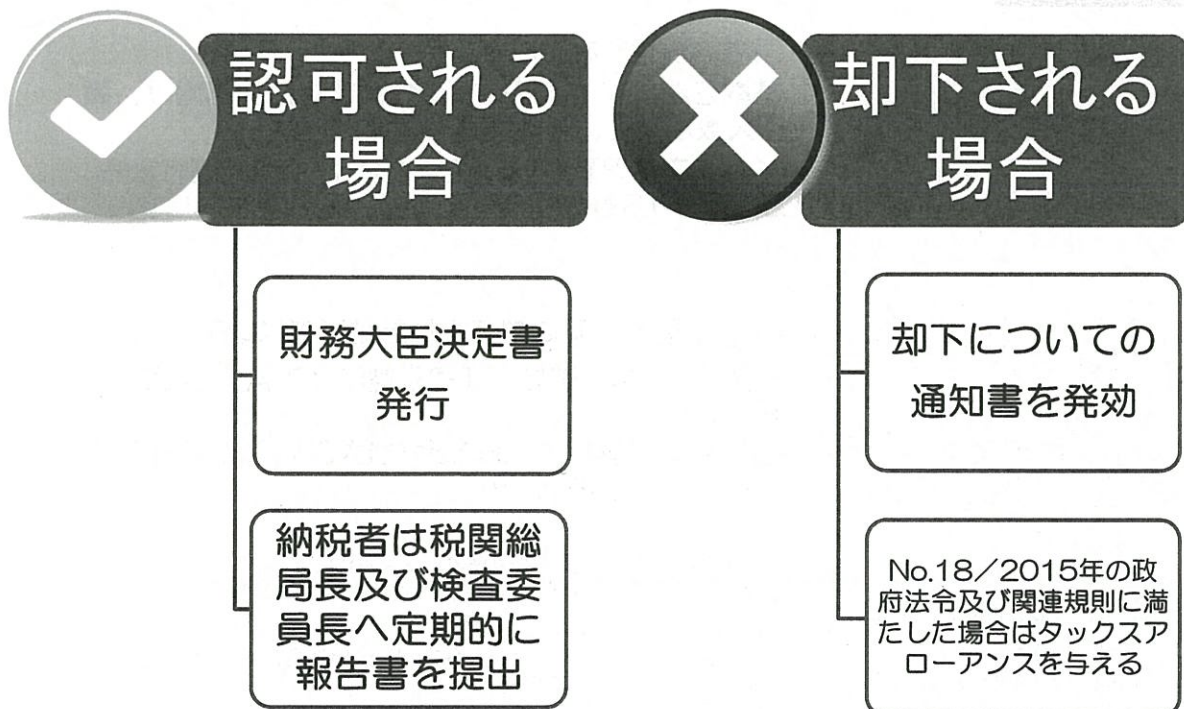


免税への申請に関する手続き

投資調整庁長官法令：2015年13号 同追加法令 2015年19号



財務大臣による却下／認可

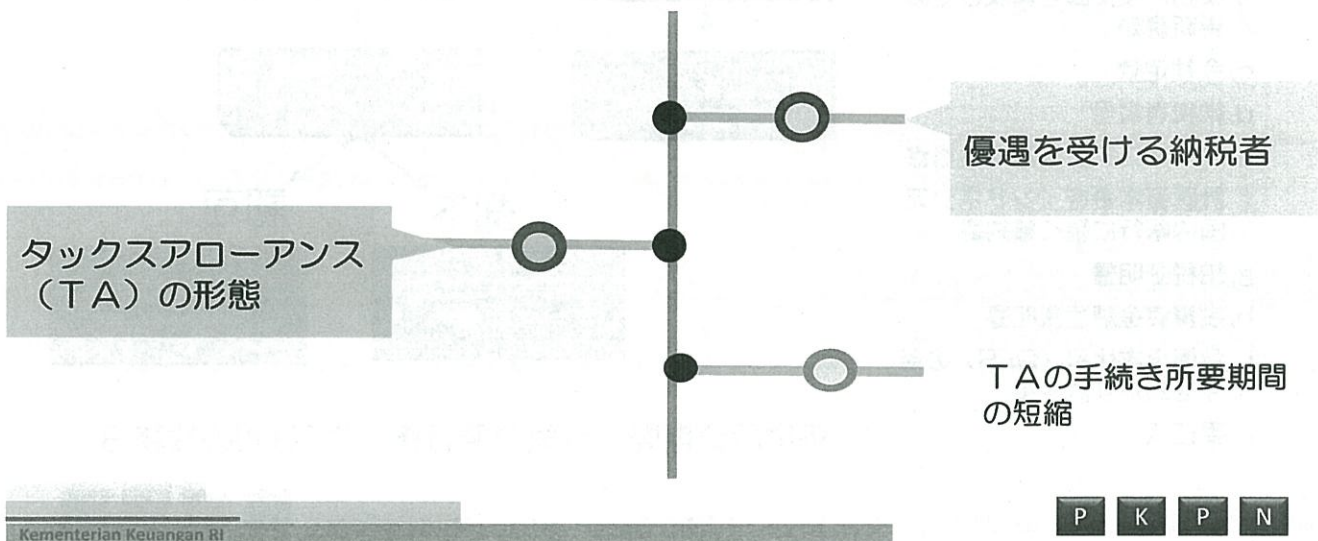




タックス・アローアンス（課税控除）

特定の分野及び特定の地域に対する投資優遇 (Tax Allowance)

政府法令：2015年18号



課税控除（TA）を受ける納税者

条件及び基準

- ・国内納税者であること
- ・基準を満たす：高額の出資金額または輸出向け、雇用人数が多く、国内調達率が高い企業
- ・インドネシア事業分野基本分類（KBLI）政府法令：2015年18号の「資料ⅠとⅡ」の条件を満たす

特別条件

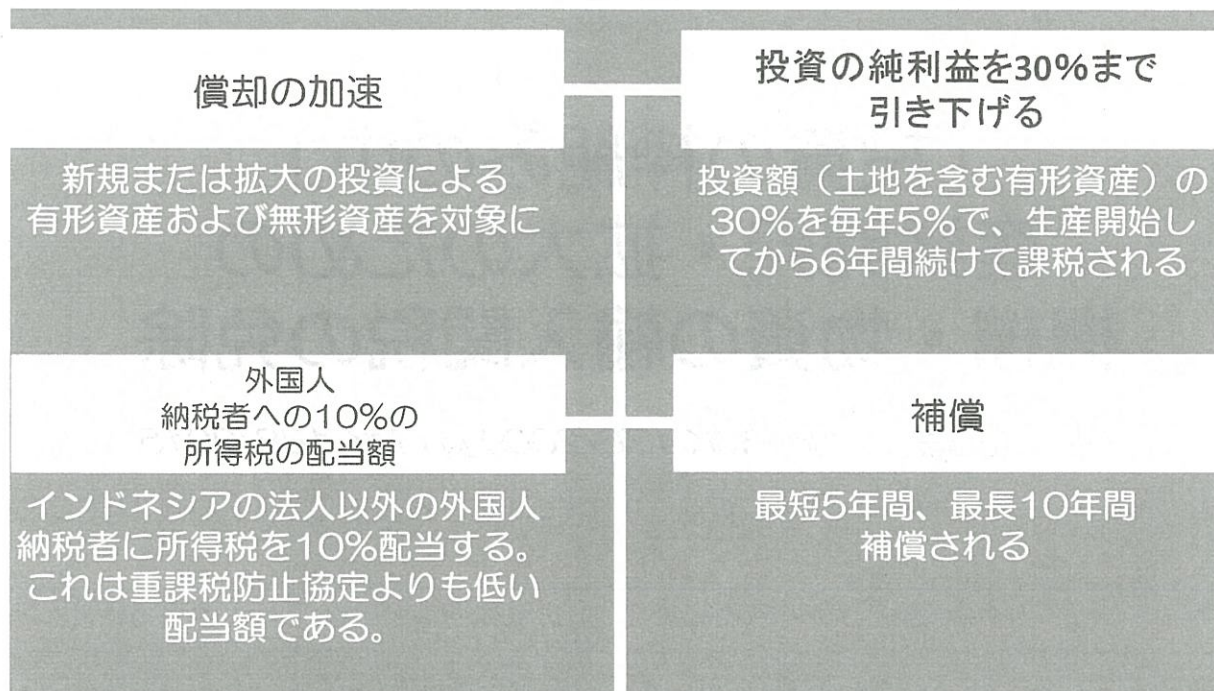
免税申請が財務大臣に却下された納税者は以下の条件：

- ・免税への申請の際に、「課税控除／TA」も同時に申請する
- ・免税への申請をし、依頼が財務大臣によって確実に却下された納税者のみ

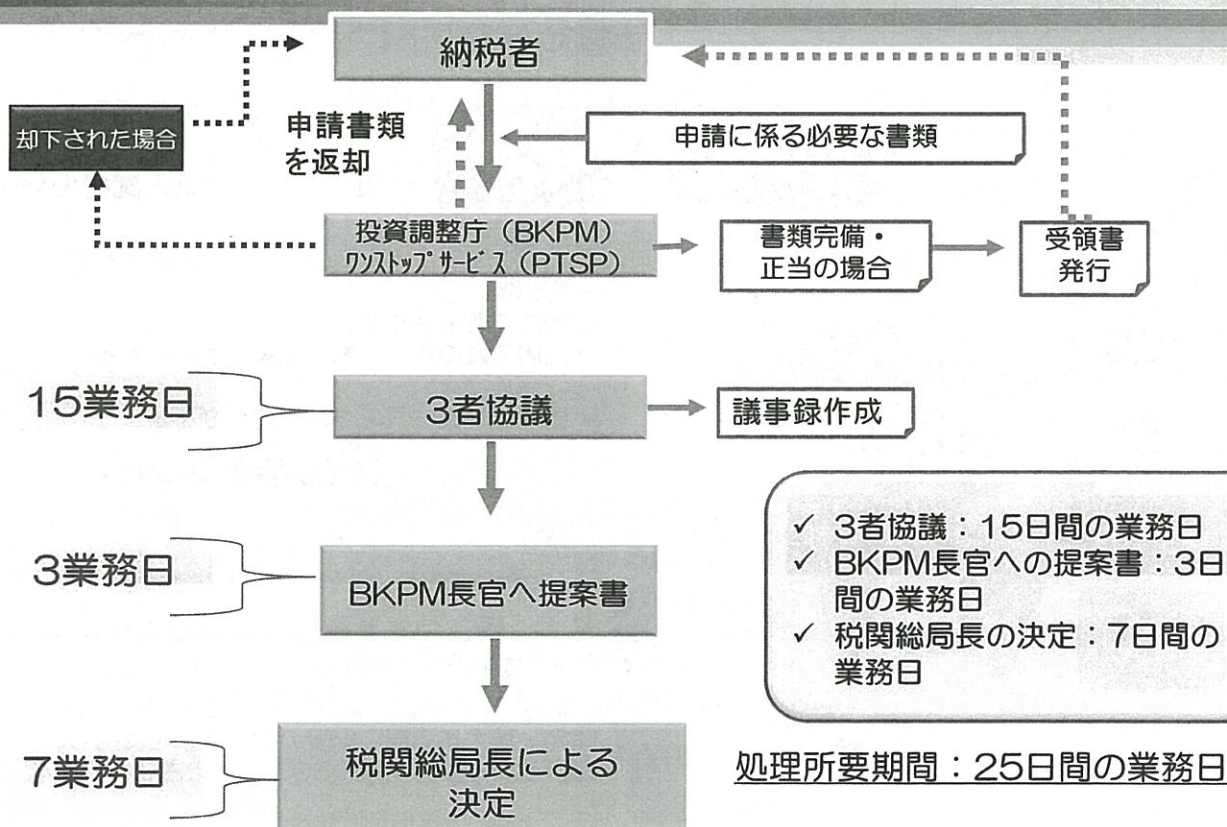
業務／投資認可の条件

認可は2015年5月6日発行以降のもの、あるいは、2011年12月22日～2015年5月5日の間の認可は以下の条件：

- ・同認可は一度もTAの認可／却下されたことはないもの
- ・インドネシア事業分野基本分類（KBLI）政府法令2015年18号の「資料ⅠとⅡ」の条件を満たす
- ・2015年5月6日をもって業務を開始していない
- ・申請及び提案は2015年5月6日から1年以内に財務大臣が受け付けなければならない



タックス・アローアンスの手続き所要期間の短縮



「投資の枠組みの中」 産業開発・拡大のための 機械・物資の輸入関税の免除

財務大臣法令： No. PMK 176/2009 jo PMK 188/2015

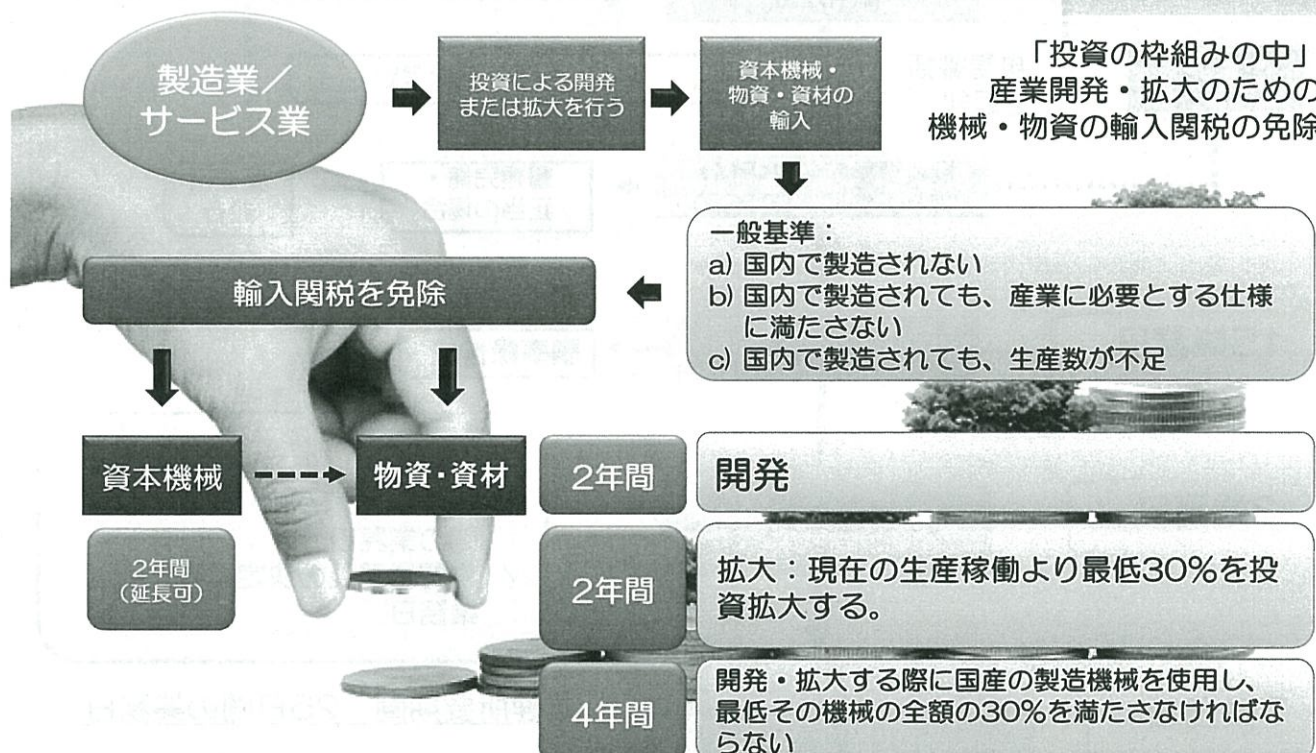
Kementerian Keuangan RI

P K P N



財務大臣法令

No PMK 176/2009 jo PMK 188/2015



P K P N



Terima Kasih
ご静聴ありがとうございました

